

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和6年1月9日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可児県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和6年1月9日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン可児今渡店  
可児市今渡大門先 856 番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

V T ホールディングス株式会社  
代表取締役 高橋 一穂  
愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島市中区紙屋町2丁目1番18号 外1者	株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島市中区紙屋町2丁目1番18号 外2者

4 届出年月日

令和5年12月26日